



長野県告示第146号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりです。

平成27年3月26日

長野県知事 阿部守一

名称	所在地	認定の有効期限
医療法人 雨宮病院	佐久市下小田切73	平成30年3月29日
長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院小海分院	南佐久郡小海町大字豊里78番地	平成30年3月31日
伊那中央病院	伊那市小四郎久保1313番地1	平成30年3月31日

医療推進課

長野県告示第147号

次に掲げる土地の区域は土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号。以下「省令」という。)第31条第1項及び第2項の基準に適合しないため、土壤汚染対策法(平成14年法律第53号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な土地の区域(以下「要措置区域」という。)として次のとおり指定します。

平成27年3月26日

長野県知事 阿部守一

- 土地の区域(要措置区域)
岡谷市長地柴宮三丁目3170番1の一部
- 省令第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
トリクロロエチレン
六価クロム化合物
シアン化合物
鉛及びその化合物
砒素及びその化合物
ふっ素及びその化合物
- 省令第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 法第7条第1項の規定により指示した措置
地下水の水質の測定

水大気環境課

長野県告示第148号

次に掲げる土地の区域は土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号。以下「省令」という。)第31条第2項の基準に適合しないため、土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない土地の区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)として次のとおり指定します。

平成27年3月26日

長野県知事 阿部守一

- 土地の区域(形質変更時要届出区域)
岡谷市長地柴宮三丁目3170番1の一部
- 省令第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類
カドミウム及びその化合物
鉛及びその化合物

水大気環境課

長野県告示第149号

次に掲げる土地の区域は土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号。以下「省令」という。)第31条第1項の基準に適合しないため、土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない土地の区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)として次のとおり指定します。

平成27年3月26日

長野県知事 阿部守一

- 土地の区域(形質変更時要届出区域)
飯田市南信濃八重河内337番6の一部 他526筆
- 省令第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
砒素及びその化合物
- 省令第58条第4項第9号から第11号までの該当性
省令第58条第4項第9号に該当

水大気環境課

長野県告示第150号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成27年3月26日

長野県知事 阿部守一

- 施行者の名称
南佐久環境衛生組合
- 都市計画事業の種類及び名称
佐久都市計画及び小海都市計画下水道事業 南佐久公共下水道
- 事業施行期間
平成27年3月2日から

平成33年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成7年長野県告示第180号、平成9年長野県告示第666号、平成11年長野県告示第533号、平成17年長野県告示第536号及び平成19年長野県告示第646号の事業地に佐久市平林字舟久保及び字北畑並びに入沢字五霊東、小海町大字豊里字後口の久保、字後口田、字上の平、字上抜井、字大やち、字大深沢、字日向、字ほふ里、字下の平、字下坂、字橋場沢、字杓打場、字坂下、字十二、字上坂、字上抜井、字道下、字北びら、字入田、字免そり、字津つこし、字ほこべ石、字ほっ田、字卯通、字浦の山、字海尻道、字久保畑、字居村、字向山、字作道、字上の社、字新井、字赤浜、字長屋敷、字長海、字唐物立及び字上蟹沢を加え、小海町大字東馬流字後世屋敷及び字東河原地内において事業地を変更する。

生活排水課

長野県告示第151号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成27年3月26日

長野県知事 阿部守一

1 施行者の名称

御代田町

2 都市計画事業の種類及び名称

佐久都市計画下水道事業 御代田町公共下水道

3 事業施行期間

平成3年1月21日から

平成33年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成3年長野県告示第54号、平成7年長野県告示第801号、平成11年長野県告示第38号、平成12年長野県告示第21号、平成14年長野県告示第461号、平成15年長野県告示第442号、平成16年長野県告示第39号、平成21年長野県告示第449号の事業地のうち、大字御代田字山ノ神、字大谷地、字谷地原、字雪窓、字除沢、字七口沢、字中嶋、字鉢久保、字上ノ原、字飯玉及び大塚地区内において事業地を変更する。

生活排水課

長野県告示第152号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成27年3月26日

長野県知事 阿部守一

1 施行者の名称

松本市

2 都市計画事業の種類及び名称

松本都市計画下水道事業 松本市公共下水道

3 事業施行期間

昭和25年11月16日から

平成33年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

昭和30年建設省第700号、昭和48年長野県告示第145号、昭和53年長野県告示第118号、昭和55年長野県告示第315号、昭和57年長野県告示第430号、昭和58年長野県告示第271号、昭和60年長野県告示第384号、昭和61年長野県告示第769号、同年長野県告示第934号、昭和63年長野県告示第227号、平成元年長野県告示第774号、平成4年長野県告示第603号、平成7年長野県告示第321号、平成13年長野県告示第4号、平成18年長野県告示第139号、平成22年長野県告示第134号及び平成24年長野県告示第793号の事業地に松本市波田字扇子田の一部を追加する。

(2) 使用の部分

昭和30年建設省第700号、昭和48年長野県告示第145号、昭和53年長野県告示第118号、昭和55年長野県告示第315号、昭和57年長野県告示第430号、昭和58年長野県告示第271号、昭和60年長野県告示第384号、昭和61年長野県告示第769号、同年長野県告示第934号、昭和63年長野県告示第227号、平成元年長野県告示第774号、平成4年長野県告示第603号、平成7年長野県告示第321号、平成13年長野県告示第4号、平成18年長野県告示第139号、平成22年長野県告示第134号及び平成24年長野県告示第793号の事業地に松本市大字岡田伊深字屋敷及び字伊深、大字神林字石原田、大字寿小赤字清水田、字宮西、字宮原、字諏訪社地、字山越、字北方、字北村、字南村、字向井田、字榎ノ木、字田中、字跨、字月夜前、字畦高、字北畑、字中道、字東田、字西村、字小婦け、字古屋敷、字清三郎、字新田、字小原、字宮北、字寺山、字堤下、字汐下、字宮前、字山岸、字久保田、字広田、字中洞、字大久保及び字上山、大字寿豊丘字八屋敷、大字島立字馬添田及び字堂畑、大字新村字桂田、字廣田及び字道上並びに波田字赤松、字ワシ洞、字鳥ノ沢、字牧ノ内、字神垣内、字上海渡、字島、字鳥、字北巾、字車坂、字巾下、字上川原、字波多、字雲毛、字押出、字押出原、字裏巾、字上島、字屋敷添、字雨巾、字笹田、字免田、字長マチ下、字馬場下、字馬橋南、字藤の宮、字中島、字百刈、字新田坂下、字新田、字水神沖、字中上手、字松前坂下、字花見、字北村、字南村、字扇子田、字海渡、字高橋、字下三溝、字郷原、字南原、字新坂南、字中筋、字葦原、字中原、字見附久保、字中巾下、字町道、字宮久保、字北原、字原村、字御堂海渡、字社宮司、字松原、字出口、字寺山、字榎坂、字西村巾、字青木原、字馬橋東、字合掌坂、字南浦、字北浦、字十三塚塚、字堀ノ内、字上野、

字宮ノ久保、字水上、字古城、字古神、字西クネ、字百々女木、字沢尻、字田尻、字南海、字神ノ木、字五十畝、字中和平、字権現、字市街道、字下村、字中村、字麻神、字平林、字下新田、字留林、字越、字越耕地、字上新田、字鍋割、字裏田、字浦山、字盛泉寺山、字四玉郎洞、字今寺山、字牛久保、字清水、字栗幅、字荒倉、字栗谷洞、字狐洞、字笹洞、字中沢車洞、字中下原、字唐沢、字北下原、字和田道、字下原、字笹久保、字溝添、字水沢田、字雲毛下、字巖海渡、字中巾上、字松原堀ノ内の一部を追加し、松本市大字今井字和田道、字北耕地、字松本道、字下耕地、字原田、字河原田及び字上新田原、大字入山辺字鎌田、字中ノ田及び字石上、大字内田字蔵屋敷、字新田浦、字新田、字山道北、字くねの内及び字立原、大字岡田伊深字中ノ田及び字清水田、大字岡田下岡田字上ノ原及び字笠原、大字神林字ハツ口下、字宮田、字西戸代、字大久保、字日間沢南、字ツイジ、字南原、字権現畑、字諏訪道、字南清水、字古屋敷及び字唐沢、大字空港東、寿北四丁目、寿北八丁目、寿北九丁目、大字寿小赤字てしま田、字けみ、字藤兵エ屋敷、字内かいどう及び字唐沢、大字寿白瀬字野分、大字寿豊丘字勘兵エ屋敷、字南出口、字原田及び字原村、大字笹賀、大字里山辺字針ツカ、字中村、字大神、字一丁田、字堀ノ内、字シャクジ、字大柳及び字北川原、大字稲倉、大字島内字西河原、字本郷、字寺村、字久祢添、字東田、字クネシタ、字道添、字南原、字巾下、字権地、字上手花見、字下花見、字有明山、字小屋うろ、字川原、字原田、字歩及び字焼田、大字島立字秋葉原、字渡場原、字追辻、字町、字蓮台、字東ウラ、字ハンゴ田、字南浦、字沢添、字堂前、字神田、字均添、字屋敷添、字ク手ソエ、字長畑、字カイト、字新均、字北下、字東小路及び字久保川、大字中山字立道、字小原、字屋敷続、字とう丸及び字宮ノ下、大字新村字中原、字中条、字オノ神、字ハシバ、字北原、字均端及び字道沢、大字芳川小屋字用水尻、字高畑及び字道下並びに大字和田字高橋、字中原、字古城、字蘇我、字塚、字神田、字下和田、字均道、字南和田、字川内、字殿及び字板島において事業地を変更する。

生活排水課

長野県告示第153号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成27年3月26日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
上伊那郡中川村大草2884のり・2884のヌ（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢

以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。〕

森林づくり推進課

長野県告示第154号

佐久市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成27年3月26日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類
公共測量（佐久市都市計画基本図修正）
- 2 作業期間
平成26年12月25日から平成27年3月20日まで
- 3 作業地域
佐久市

建設政策課

長野県告示第155号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成27年3月26日

長野県知事 阿部守一

- 1 施行者の名称
小諸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
小諸都市計画緑地事業 1号 大手門公園
- 3 事業施行期間
平成19年11月30日から
平成33年3月31日まで
- 4 事業地
(1) 収用の部分
変更なし
(2) 使用の部分
なし

都市・まちづくり課

長野県長野建設事務所告示第1号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成27年4月9日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成27年3月26日

長野県長野建設事務所長 小林 睦夫

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 戸隠篠ノ井線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
長野市篠ノ井布施五明3462番地先から 長野市篠ノ井布施五明213番の8地先まで	旧	7.0~8.6 m	0.2012 km
同 上	新	10.5~12.9	0.2012

道路管理課

長野県長野建設事務所告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成27年4月9日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成27年3月26日

長野県長野建設事務所長 小林 睦夫

- 1 路線名 戸隠篠ノ井線
- 2 供用を開始する区間
長野市篠ノ井布施五明3462番地先から
長野市篠ノ井布施五明213番の8地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成27年3月29日

道路管理課

長野県人事委員会告示第1号

平成17年長野県人事委員会告示第2号（長野県個人情報保護条例（平成3年長野県条例第2号）第11条第1項ただし書の規定により口頭により請求することができる記録情報）の一部を次のように改正し、平成27年4月1日以後に合格を発表する試験に係る記録情報から適用します。

平成27年3月26日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

表の長野県職員採用上級試験（大学卒業程度）の項中「長野県職員採用上級試験」を「長野県職員採用試験」に、「専門試験の点数」を「専門試験（行政Bにあっては、自己アピール試験）の点数並びに英語試験の加算点」に改め、同表の長野県職員採用中級試験（短大卒業程度）の項中「長野県職員採用中級試験」を「長野県職員採

用試験」に改め、同表の長野県職員採用初級試験（高校卒業程度）の項中「長野県職員採用初級試験」を「長野県職員採用試験」に改め、長野県警察職員採用上級試験（大学卒業程度）の項中「長野県警察職員採用上級試験」を「長野県警察職員採用試験」に改め、同表の長野県警察職員採用初級試験（高校卒業程度）の項中「長野県警察職員採用初級試験」を「長野県警察職員採用試験」に改め、同表の長野県市町村立小中学校栄養職員採用試験の項を削り、同表の長野県市町村立小中学校事務職員採用試験の項中

同上

同上

を

第1次試験合格者については最終合格発表日から1年間、第1次試験不合格者については第1次試験合格発表日から1年間

同上

に改める。

人事委員会事務局



公告

表彰規則（昭和34年長野県規則第6号）第2条第1項の規定により、平成27年1月21日付けで次の者を表彰しました。

平成27年3月26日

長野県知事 阿部 守一

人命救助功労者

櫻井 聖一

宮國 智識

人事課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成27年3月26日

長野県知事 阿部 守一

- 1 落札に係る役務
平成27年度長野県庁舎等清掃作業委託
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
(1) 名称 長野県総務部財産活用課
(2) 所在地 長野県長野市大字南長野字幅下692番地2
- 3 落札者を決定した日
平成27年3月17日
- 4 落札者の名称及び住所
(1) 名称 キョウワプロテック株式会社
(2) 住所 福島県福島市五月町30番20号
- 5 落札金額
26,568,000円